

「大学ポートレート」と「大学改革実行プラン」

- 教育情報の公表をめぐる検討経過報告 -

平成25(2013)年3月

一般社団法人日本私立大学連盟
教育研究委員会
大学教育の質向上検討分科会

刊行にあたって

本書第1章に記述されているように、平成22年6月に「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、翌平成23年4月1日をもって9項目にわたる情報公表が大学に対して義務付けられることとなった。一般社団法人日本私立大学連盟教育研究委員会は、平成23年3月に、平成22年度報告書『大学の情報公表義務化と三つの方針』を著し、教育研究情報の公表は、大学の社会に対する責務であり、情報公表の義務化という新しい状況を、大学教育の質向上を図るうえでのまたとない機会と捉えて積極的に公表を実現すべきこと、各大学の姿勢を明確に示すために、「入学者受入れの方針」、「教育課程編成実施の方針」「学位授与の方針」という、「三つの方針」を的確に定めることが肝要であることを提言した。

文部科学省はその後、大学情報公表のために、国公立大学すべてを視野に入れた「大学ポートレート」（仮称）というシステムを構築する計画を立て、平成24年2月から、大学評価・学位授与機構を事務局として、国公立大学関係者と有識者による準備委員会で検討を進めてきた。その結果、平成25年度からは、国公立大学が学校基本調査による数値データを公表し、平成26年4月には、各大学のシステムへの参加・不参加は原則自由ではあるが、私立大学も含めた全大学のデータが「大学ポートレート」において公表されることになった。

本委員会の基本的姿勢は、平成22年度報告書と変わるところはなく、設置形態を問わず、大学という公教育機関は、教育研究情報を社会に対して公表し、公表を前提として教育研究の質向上を図るべきであるという点にある。

しかし、文部科学省が大学改革へ向けて提示する計画あるいは施策は、昨今、唐突とも思えるほど急激に進んでおり、大学関係者も戸惑いを隠せないというのも事実である。本委員会は、昨年度同様、平成24年度も「大学教育の質向上検討分科会」を設置して、「大学ポートレート」を取り巻く状況を調査研究し、それとともに私立大学が現今の状況にどのような対応をとるべきかについて議論を進めてきた。その途上、平成24年12月12日には、「平成24年度教育研究協議会：私立大学に必要とされる教育情報の公表 情報公開からステークホルダーの理解へ」を開催して、広く意見を聴取する機会も設けた。

本報告書では、大学の情報公表・質保証に関する、文部科学省等、国の議論の動向を、「大学ポートレート」のみならず、平成24年6月に発表された「大学改革実行プラン」にも言及しつつ、危惧すべき点も含めて提示するとともに、私立大学のあり方を問うことにした。「大学ポートレート」等への対応とともに、私立大学ならではの情報公表と質向上を進めるにあたって、本報告書が加盟大学各校の参考になれば幸いである。

平成25年3月

一般社団法人日本私立大学連盟
教育研究委員会
担当理事 吉岡知哉
委員長 松本亮三

目 次

第1章 「大学ポートレート」に至る教育情報の公表をめぐる経緯	1
第2章 「大学ポートレート」とは	2
第3章 「大学ポートレート」および「大学改革実行プラン」の経緯	5
1. 「事業仕分け」による教育情報データベースの停止と「大学ポートレート」	
2. 大学入試センター、大学評価・学位授与機構の統廃合	
3. 「大学改革実行プラン」誕生の経緯	
4. 「新法人」と認証評価	
5. 国立大学法人改革の私立大学への影響	
6. 大学改革実行プランと中央教育審議会答申	
7. 「新法人」をめぐる議論の不在	
第4章 「大学ポートレート」への対応	11
1. 情報公開は社会的責務	
2. 参加 / 不参加	
3. データの選択的公表の是非	
4. ランキング	
5. 国立と私立との格差	
第5章 おわりに	13

【資料編】

1. 大学情報の公表・公開をめぐる検討経過（日本私立大学連盟まとめ）
2. 行政刷新会議提言型政策仕分け「教育（大学）」の「論点」と「方向性」[科学技術・学術審議会学術分科会（第46回）H24.2.14]
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afieldfile/2012/03/22/1318936_010.pdf
3. 大学改革実行プラン [文部科学省 H24.6]
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/06/_icsFiles/afieldfile/2012/06/25/1312798_01.pdf
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/06/_icsFiles/afieldfile/2012/06/05/1312798_02_2.pdf
4. 大学ポートレート（仮称）準備委員会の検討経過（概要）/ 大学ポートレート（仮称）構築のための論点整理（大学ポートレート（仮称）準備委員会ワーキンググループ検討経過報告）
[中央教育審議会大学分科会（第111回）H24.11.27]
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryu/_icsFiles/afieldfile/2012/12/07/1328534_4.pdf

日本私立大学連盟 教育研究に関する報告書一覧

教育研究委員会・大学教育の質向上検討分科会委員名簿

一般社団法人日本私立大学連盟 加盟大学一覧

第1章 「大学ポートレート」に至る教育情報の公表をめぐる経緯

教育情報の公表を求める動きは、すでに平成10年10月の大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について…競争的環境の中で個性が輝く大学』に盛り込まれていた。同答申第2章3(2)は「大学情報の積極的な提供」と題され、以下のように大幅な情報の開示を大学に求めている。

大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、公共的な機関としての大学の社会的な責務である。このため、大学が、その教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準等）、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報を広く国民に対して提供するものとするとし、それを制度上位置付けることが必要である。また、大学の財務状況に関する情報についても公表を促進することが必要である。

この答申を受け、翌平成11年、大学設置基準に「情報の積極的な提供」を促す規定が盛り込まれた（第2条）。また平成16年には学校教育法が改正され、自己点検評価の公表が定められた（第109条）。

この後も文部科学省はさまざまに規定を改正し、また通達を出すなどして大学に情報公表を促してきた。平成19年度の大学院の設置基準改正に引き続き、平成20年度からは学部についても、大学設置基準を改正し、人材養成目的の公表（大学設置基準第2条の2）、授業の方法・内容、年間授業計画、成績評価基準、卒業認定基準の明示（大学設置基準第25条の2）を義務づけることとなった。

最近では平成20年12月の中教審答申『学士課程教育の構築に向けて』を受け、平成22年6月15日に「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、平成23年4月1日より、この省令が施行されるに至った。学校教育法施行規則第172条に第2項が追加され、いわゆる9項目にわたる教育情報の公表が大学に義務づけられたのである。

この平成22年度の学校教育法施行規則改正に際して、日本私立大学連盟教育研究委員会は平成22年度の報告書として『大学の情報公表義務化と三つの方針』を上梓し、「入学者受け入れの方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「学位授与の方針」の三つの方針に則して積極的な情報公表を促したところである。平成10年の大学審議会答申にもあるように、教育という極めて公共性の高い社会的任務を担う大学としては、社会に対する説明責任を全うするため、教育情報の公表は必須と考えるからである。

このような経緯をたどった今日、文部科学省はさらに「大学ポートレート（仮称）」という教育情報公表の制度を提起してきた。この新たな制度については、未だ計画の途上であり、全貌を掴むのはなお困難ではあるが、このような制度が生まれてくる背景等についていささかの分析を行い、私大連盟として、そして加盟校としての対応の方向を考えてみたい。

第2章 「大学ポートレート」とは

「大学ポートレート」については未だ「仮称」という扱いであるが、すでに2年近くを経過しており、いずれかの段階で正式名称として定められるものと思われる。文部科学省は平成26年4月の「大学ポートレート」稼働を目指し、「大学ポートレート（仮称）準備委員会」、ならびに同ワーキンググループを大学評価・学位授与機構を事務局として組織し検討を重ねている。

準備委員会などにおける議論を見る限り、「大学ポートレート」は、合衆国内の州立大学が2007年より稼働させているCollege Portraits、あるいはイギリスの全大学が参加のうえ2007年より稼働させているUnistatsをモデルとして構想されたものと思われる。

「大学ポートレート」という名称が文部科学省で用いられるようになるのは、平成23年5月26日、文部科学省高等教育局長名で「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」の設置が決定された時点からである。同年6月17日に第1回会合がもたれ、同年8月には同会議による「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」が公表されている。

平成23年8月の協力者会議の「中間まとめ」は文部科学省のサイトに掲載されているので、以下にその概要を示す。¹

教育情報の活用と公表を進めるための場の整備

データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築

【趣旨】

大学が、教育情報を、自らの活動状況を把握・分析することに活用。

大学の多様な教育活動の状況を、大学教育に関係・関心を持つ国内外の様々な者に分かりやすく発信。

基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、大学の業務負担軽減。

【運営】

大学と大学団体の参画により、大学コミュニティが自主・自律的に運営する。

・高等学校関係者や企業関係者等の意見も適切に反映されるようにする。

【内容】

我国の大学の歴史的経緯や多様性を踏まえ、情報内容や表示方法を工夫。

・公表が義務化された教育情報、学校基本調査の基礎的な情報のほか、小規模大学や地方大学を含む各大学の特色・強みを表す。

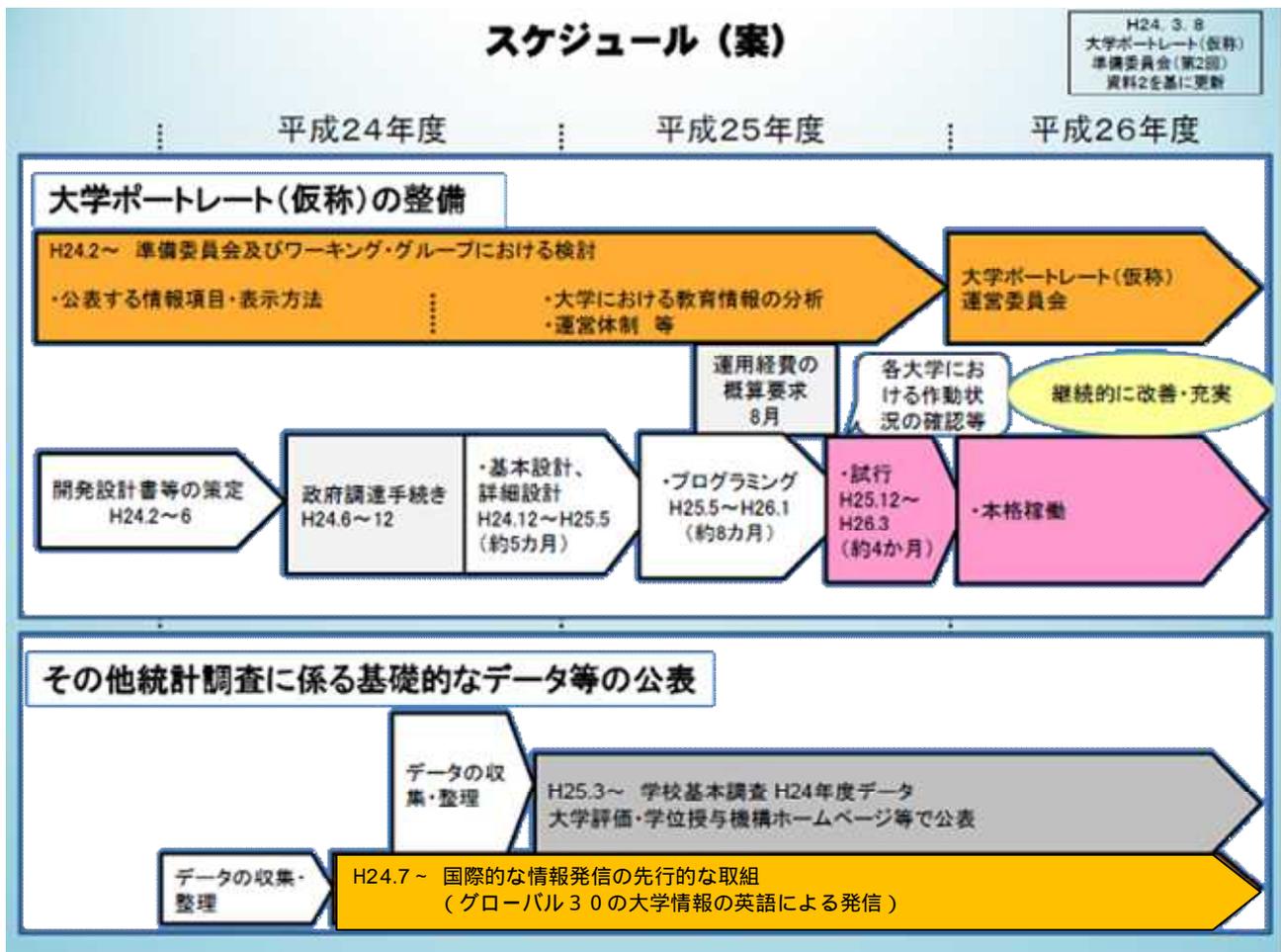
・画一的なランキングを助長しないようにしながら、分野などに着目し一定の範囲で比較可能なものにする。

・グローバルな教育活動を重視する大学の海外発信に活用できるようにする。

以上の「中間まとめ」を受けて、翌平成24年2月17日には「大学ポートレート（仮称）準備委員会」の第1回委員会が開催され、同年5月31日には準備委員会のもとに設置されたワーキンググループの第1回会合がもたれている。ワーキンググループは平成24年10月30日の第5回の会合において審議のとりまとめを行い、11月14日開催の第3回準備委員会への報告としている。その際に示された「大学ポートレート」実施にいたるスケジュール（案）は以下の通り。

下のスケジュールで注目されるのは、「大学ポートレート」が計画としては平成23年にスタートしていることである。これは単に協力者会議が設置、議論されたのが平成23年であるということにとどまらない。開発設計書の策定など、具体的計画が平成24年2月、すなわち平成23年度中にすでにスタートしているということ、さらに政府調達手続きが平成24年6月から12月にかけて行われることとされていることが重要である。

¹ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/44/toushin/1310842.htm



平成24年11月14日開催 大学ポートレート(仮称)準備委員会(第3回)資料

平成24年11月14日「大学ポートレート(仮称)準備委員会」(第3回)配付資料2に「ワーキンググループの検討経過報告」が示されているので、それに基づいて現段階における基本的方向性を説明する。²

まずワーキンググループ、及び準備委員会の考える基本的方向性は以下の通りである。

< 基本的考え方 >

- ・大学ポートレートへの参加・不参加は各大学の任意とすること。
- ・大学ポートレートは、教育情報の公表・活用を主眼とすること。
- ・情報の収集に当たっては、大学の作業負担を増加させない工夫を行うこと。私立大学・短期大学については私学事業団と連携する。
- ・平成26年4月のシステムの本格稼働以降も継続して改善・改良を加えること。

また公表の形式については以下のように計画され、最終的な形ではないが、表示イメージ³も提示されている。

² http://portal.niad.ac.jp/ptrt/pdf/no6_12_junbi_3_siryuu.pdf。同資料は平成24年11月27日開催の中央教育審議会大学分科会(第111回)においても配付されている。

³ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryu/_icsFiles/afieldfile/2012/12/07/1328534_4.pdf。「大学ポートレート(仮称)構築のための論点整理」の別添資料として公表されている(本報告書【資料編】にも掲載)。

ワーキンググループにおける検討結果

- 大学ポートレートによる教育情報の公表は、大学進学希望者及び学費負担者にとって分かりやすい表示となるよう、数値のみの表示ではなく、文字情報や図・グラフ、写真などを活用すべき。また、画一的なランキングにならないよう、ペーパービュー形式で表示することが適当。
- 大学ポートレートウェブサイトのトップページでは、国公立を通じた共通枠組の中で検索できるようにすることが適当。
- 検索機能については、利用者の利便性を考慮し、簡易検索と詳細検索を設けることが必要。簡易検索については「大学名」、「学部・研究科名」、「学科・専攻名」、「キャンパスの所在地」、「学問分野」、「課程区分」による検索を国公立を通じた共通枠組の中で可能とし、詳細検索については国公立それぞれにおいて適当な検索項目を設定することが適当。
- 大学の作業負担に配慮しつつ、公表する情報量を充実させるためには、各大学のホームページへのリンクを活用することが必要。

協力者会議の「中間まとめ」、ワーキンググループの検討経過報告のいずれにあっても、大学進学志望者、学費負担者、あるいは広く社会に対し教育という公共的使命を担う大学の教育情報を透明性をもって公表する、という趣旨が貫かれている。同時に情報公開が大学、大学団体など大学コミュニティの自主的な運営によってなされるべきという主張も盛り込まれている。協力者会議、そして準備委員会、ワーキンググループの委員の方々の努力の賜物であろう。

しかし、いままでの情報公表がそれぞれの大学の自主性に任せられ、あるいは9項目の公表義務にしても各大学が個別に公表することとされていたのに対し、今回の「大学ポートレート」は、公表の形式を整えることで各大学の負担を軽減させることも目的としているとはいえ、国の公的機関による一元的なデータ集約とその公表であるとも考えられ、管理・強制の色彩がないとは言えないようにも見受けられる。実際の「大学ポートレート」が協力者会議、準備委員会の委員が望む自主、自立の趣旨に基づいてスタートするよう望みたい。

第3章 「大学ポートレート」および「大学改革実行プラン」の経緯

1. 「事業仕分け」による教育情報データベースの停止と「大学ポートレート」

「大学ポートレート」に管理・強制といった不安を覚えるのは、「大学ポートレート」誕生を後押しした経緯のゆえである。

平成21年9月に誕生した民主党政権は行財政のスリム化を目指し、いわゆる事業仕分けを行った。その際、文部科学省傘下の独立行政法人、大学入試センター、大学評価・学位授与機構、日本学生支援機構、国立大学財務・経営センターの業務についても見直しが行われ、4独立行政法人の再編と教育データベースの「重複」の解消という方針が打ち出された。

平成22年12月7日「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定され、情報収集・提供に関しては「民間や他法人が類似の情報収集・提供業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する」こととされた。

教育データベースに関しては、大学入試センターの「ハートシステム」、大学評価・学位授与機構の「大学情報データベース」、日本学生支援機構の「学生支援情報データベース」、そして国立大学財務・経営センターの「国立大学財務・経営情報提供システム」が「重複」との指摘を受け、いずれも稼働停止を余儀なくされた。大学入試センターの「ハートシステム」については平成23年3月31日をもって、大学評価・学位授与機構の「大学情報データベース」についても平成24年3月31日をもって停止されることとなった。

そこで文部科学省は、平成22年12月7日の閣議決定後、直ちにデータベース事業の再構築を目指し、翌平成23年5月には「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」の設置を高等教育局長名で決定する。

協力者会議の「中間まとめ（平成23年8月）」p.32からp.33には大学評価・学位授与機構の「大学情報データベース」、大学入試センターの「ハートシステム」、日本学生支援機構の「学生支援情報データベース」、国立大学財務・経営センターの「国立大学財務・経営情報提供システム」の概要が掲載されており、文部科学省がこれらのデータベースシステムを重要視していたことがうかがえる。

2. 大学入試センター、大学評価・学位授与機構の統廃合

事業仕分けは単に教育データベースの停止にとどまらなかった。平成24年1月20日の閣議において「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が示され、文部科学省関連では「大学入試センター及び大学評価・学位授与機構については統合し、大学連携型の成果目標達成法人とする」ことが決定された。事業仕分け、および閣議決定を受け、文部科学省は大学入試センターおよび大学評価・学位授与機構の業務を承継する「新法人」を平成26年4月に創設することとした。「新法人」は同じく事業仕分けにより廃止とされた国立大学財務・経営センターの業務をも承継することになった。

これらの独立行政法人にかかわる改組の方向性等を踏まえ、文部科学省は、平成24年6月に「大学改革実行プラン」を公表し、大胆な大学改革計画を明らかにした。同プランでは、現行の3法人を承継するべく予定されている新組織を「大学教育の質保証のための新法人」⁴と規定し、既設の3法人の業務を承継するのみならず、さらに「大学の入口から出口まで一貫した教育の質の保証を担う機能の強化」を謳っている。

「大学ポートレートセンター」が設置されるのが、大学教育の質保証を主要な業務とする「新法人」であってみれば、「大学ポートレート」も質保証と無縁ではあり得ない。

当初はあくまで大学、大学団体の自主的な運営によるものとされ、大学が向上、発展していくための方途を提供するとされた「大学ポートレート」が、質保証のためのデータベースとの名目のもと、国公私立大学の管理の具とされるのではないかという懸念がある。

3. 「大学改革実行プラン」誕生の経緯

事業仕分けで改組を命ぜられた4独立行政法人がどのようにして「質保証のための新法人」へと変貌を遂げ、以前にもまして強力な権能を謳うこととなったのか。この経緯を見るには、事業仕分けと並行して動き出した大学改革の動きが鍵になるように思われる。きっかけとなったのは民主党の立ち上げた大学改革プロジェクトである。平成23年11月21日の提言型政策仕分けにおいて、大学改革が取り上げられ、民主党は「大学改革ワーキングチーム」（座長：鈴木寛元文部科学副大臣）を組織し検

4 文部科学省「大学改革実行プラン」平成24年6月、p.20（本報告書【資料編】にも掲載）

討することとなった⁵。

時を同じくして文部科学省内部でも「大学改革タスクフォース」が立ち上げられた。第1回会合は、同12月15日に開かれた。折しも予算折衝の時期であり、財務省主計局との折衝において、「国立大学改革推進事業」費として138億円の新設に成功する。その際、文部科学省と財務省とのあいだで一つの重要な合意が交わされた。

以下、その合意についての文部科学省の文書を平成24年3月7日開催大学分科会（第103回）配付資料4・4から抜粋する。⁶

1. 経緯

昨年11月21日、政策提言仕分けで、「教育（大学）」が議論

【仕分けにおける「論点」】

- ・世界の中で日本の大学の国際競争力が低下しているのではないか
- ・学生の学力低下や経営困難な地方の大学にどう対応するのか
- ・大学は明確な人材育成ビジョンを持っているのか
- ・大学が社会の実情と乖離し、社会ニーズに十分対応できていないのではないか
- ・大学改革の進捗が社会に見えないのではないか

平成24年度予算編成過程で、財務省と大学改革について取り組むことを合意

【文部科学大臣・財務大臣合意文書のポイント】

今後の我が国の再生に向けて、大学改革を推進するため、「国立大学改革強化推進事業」（138億円）を新設する。

具体的な国立大学改革の方針については、文部科学省内に設置したタスクフォースにおいて検討を行い、協議の上、速やかに改革に着手する。

実効性のある大学改革をスピード感を持って推進するため、文部科学省内に、森副大臣をトップとする「大学改革タスクフォース」を設置

中教審などの議論や進行中の施策等の整理や進捗状況の確認
新たに議論が必要な課題等に関する改革の方向性の検討

2. 検討体制

森副大臣、城井大臣政務官 森口事務次官、山中文部科学審議官、板東高等教育局長、吉田研究振興局長、清木施設企画部長、小松私学部長、杉野生涯学習総括官、尾崎大臣官房審議官、常盤大臣官房審議官、奈良大臣官房審議官等 高等教育局担当課長等も会議に出席

3. 検討スケジュール等

12月15日に第1回を開催、これまで、5回を開催。

年度内頃を目途に、大学改革の工程表を作成、夏頃までに具体的な改革案を取りまとめる予定。

タスクフォースで検討する政策課題例

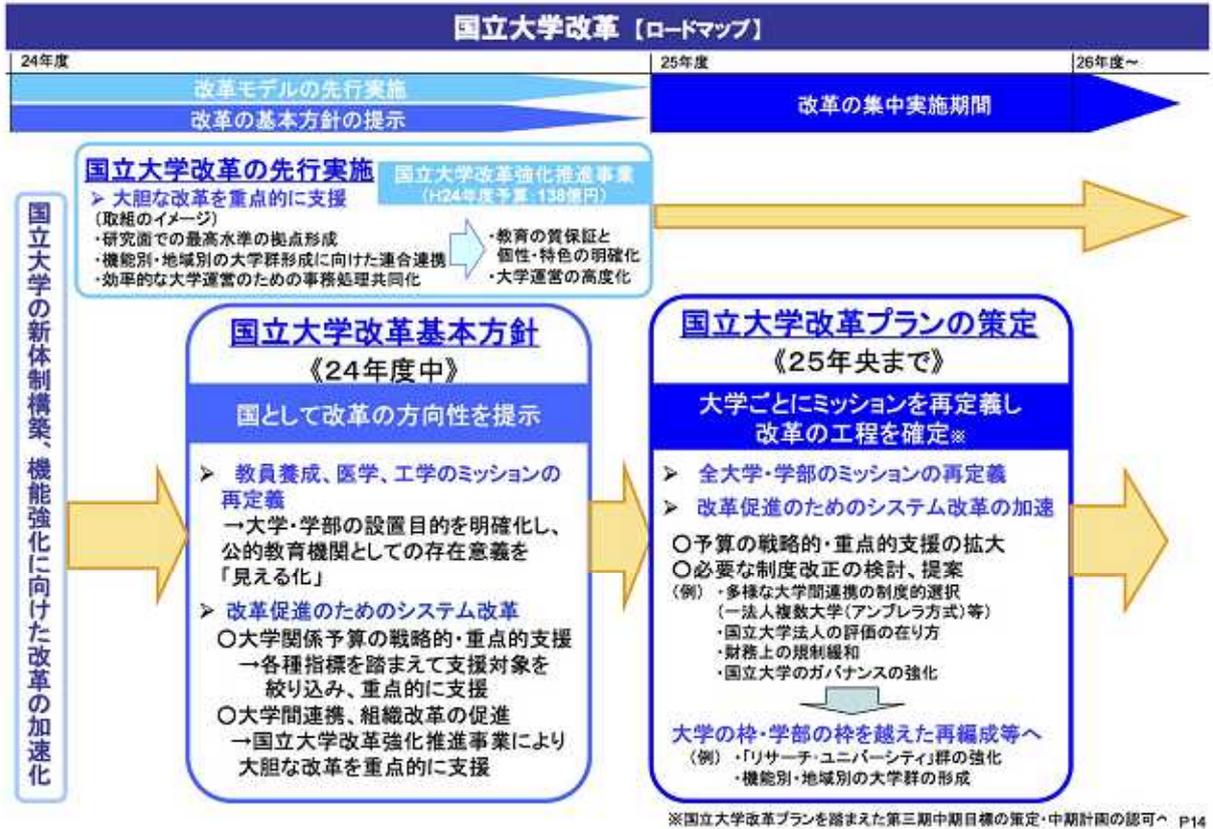
1. グローバル化人材を育成するための学生の学習密度の充実と学修成果を重視した教育システムの確立
2. 高等学校教育と大学教育の接続の改善
3. 1及び2を実現するために必要なシステム等の整備
 1. 世界標準の質保証の仕組みの整備

5 民主党の報告書については次の URL 参照。 <http://www.toshiro.jp/PDF/houkoku.pdf>

6 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryu/attach/1318706.htm

この合意については以下の神田財務省主計官による「平成24年度文教・科学技術予算のポイント」と題された文書にも記述がある。 http://www.mof.go.jp/budget/budger_work/low/budget/fy2012/seifuan24/yosan011.pdf

2. 機能別分化の推進と大学ガバナンスの強化
3. 大学・社会の基盤となる独創的・先端的な知の持続的創出
4. 地域社会と大学の関係強化
5. 大学の量的規模及び質保証の在り方



そして、「大学改革タスクフォース」における検討を経て、翌平成24年6月5日に文部科学省として発表したのが「大学改革実行プラン」である。平野博文文部科学大臣が国家戦略会議において「社会の期待に応える教育改革の推進」と題するレポートを報告し、了承を得た翌日のことであった。

「大学改革実行プラン」では、大学改革について平成24年を改革始動期と定め⁷、平成24年度「国立大学改革強化推進事業費」138億円をもってまず国立大学改革を先行実施するとし、平成24年度中に「国立大学改革基本方針」を定め、平成25年度以降を「改革の集中実施期間」とし、平成25年央までに「国立大学改革プラン」を策定するものとしている⁸。平成26年度、「質保証のための新法人」創設、「大学ポートレート」新規稼働に合わせ、国立大学改革が本格的に実施されることになる。グローバル人材、イノベーション人材の育成にあたり「世界で戦える『リサーチ・ユニバーシティ』」となりうる国立大学と、地域再生の核となる国立大学（センター・オブ・コミュニティ）とに再編するのが狙いであるという見方がある。このために「大学・学部のミッションの再定義」、「予算の戦略的・重点的支援」、そのための「大学・学部の枠を越えた再編」に向け、必要な制度改革を行うとされている。

7 『強い文教、強い科学技術に向けて 客観的視座からの土俵設定』神田 真人著、学校経営研究会、平成24年6月25日刊行、p.4

8 同書、p.14

大学改革実行プラン 全体像

国としての大学政策の基本方針「大学ビジョン」の策定

I. 激しく変化する社会における大学の機能の再構築

① 大学教育の質的転換と大学入試改革

- ・主体的に学び・考え・行動する人材を育成する大学・大学院教育への転換(学修時間の飛躍的増加、学修環境整備等)
- ・高校教育の質保証とともに、意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換の促進
- ・産業構造の変化や新たな学修ニーズに対応した社会人の学び直しの推進 等

② グローバル化に対応した人材育成

- ・拠点大学の形成・学生の双方向交流の推進(日本人学生の海外留学の拡大、留学生の戦略的獲得)などによる、大学の国際化の飛躍的推進
- ・入試におけるTOEFL・TOEICの活用・促進、英語による授業の倍増
- ・産学協働によるグローバル人材・イノベーション人材の育成推進(「リーディング大学院」など大学院教育機能の抜本的強化)
- ・秋入学への対応等、教育システムのグローバル化 等

③ 地域再生の核となる大学づくり(COC (Center of Community, 構想の推進))

- ・地域と大学の連携強化
- ・大学の生涯学習機能の強化
- ・地域の雇用創造・課題解決への貢献 等

④ 研究力強化:世界的な研究成果とイノベーションの創出

- ・大学の研究力強化促進のための支援の加速化
- ・研究拠点の形成・発展のための重点的支援
- ・大学の研究システム・環境改革の促進、産学官連携の推進、国際的な頭脳循環の推進 等

II. 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化

⑤ 国立大学改革

- ・国立大学の個々のミッションの再定義と「国立大学改革プラン」の策定・実行
- ・学長のリーダーシップの確立、より効果的な評価
- ・多様な大学間連携の促進と、そのための制度的選択肢の整備
- ・大学の枠・学部の枠を越えた再編成等(機能別・地域別の大学群の形成等)等

⑦ 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施

【私学助成の改善・充実～私立大学の質の促進・向上も目指して～】

- ・大学の積極的経営を促進・支援
- ・公財政支援の充実とメリハリある資源配分
- ・多元的な資金調達促進の促進 等

⑥ 大学改革を促すシステム・基盤整備

- ・大学情報の公表の徹底(大学ポートレート)、評価制度の抜本改革、客観的評価指標の開発
- ・質保証の支援のための新たな行政法人の創設 等

⑧ 大学の質保証の徹底推進

【私立大学の質保証の徹底推進と確立(教学・経営の両面から)】

- ・設置基準・設置認可審査・アフターケア・認証評価・学校教育法による是正措置を通じた大学の質保証のためのトータルシステムの確立
- ・経営上の課題を抱える学校法人について、詳細分析・実地調査・経営指導により、早期の経営判断を促進する仕組みの確立 等

P3

時期を同じくして、文部科学省以外においても、6月のグローバル人材育成推進会議による審議のまとめの公表、財務省主計局主計官による『強い文教、強い科学技術に向けて…客観的視座からの土俵設定』と題した著書の上梓、7月の民主党大学改革ワーキングチームによる報告書のとりまとめなど、大学改革にかかるさまざまな議論が展開された。

また、中央教育審議会では、第2期教育振興基本計画の策定、学士課程教育の質的転換と大学入学者選抜の改善にかかる審議、さらには産学協働人材育成円卓会議におけるアクションプランの策定など、矢継ぎ早にさまざまな大学改革にかかる提言や問題提起がなされるなか、とりわけ上の図のとおり「私立大学の質保証の徹底推進と確立(教学・経営の両面から)」が掲げられていることに、私立大学関係者は注視すべきであろう。

4. 「新法人」と認証評価

「大学改革実行プラン」は同時に上の「大学改革実行プラン全体像」にあるように「大学情報の公表の徹底(大学ポートレート)」と併記して「評価制度の抜本改革」をも謳っている。次ページにあげた「評価制度の抜本改革」と題された箇所には大学評価・学位授与機構のおこなっていた認証評価と国立大学法人評価を「質保証のための新法人」が「一体的に実施」と明示されている。

国立大学は平成16年4月、国立大学法人という名の独立行政法人へと移行したが、それに際し、大学評価・学位授与機構による認証評価と国立大学法人評価委員会による中期目標・中期計画の評価を受けることとされ、その評価により運営費交付金が決定されることとなっている。運営費交付金の決定に当たっていわば補助的な役割を果たしていた大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが「質保証のための新法人」によって統合・承継されることとなれば、認証評価と国立大学法人評価を一手に握る「新法人」が国立大学改革の実施過程で重要な役割を演ずることになる。

私立大学として注意を要するのは、「評価制度の抜本的改革」が国公立大学に留まらず私立大学にも大きな影響を及ぼすという点である。「大学ポートレート」が認証評価を徹底させ、大学教育の質保証の仕組みを整備する事業の一環として導入されるのであれば、質保証機能の強化のためエビデンスを収集するものともなり得るのである。

評価制度の抜本改革

(1) 評価を通じた質の保証・向上の促進

※ 平成25年度より逐次具体化を目指す(中教審等で検討)

【現状】

現在の認証評価は、法令適合性など最低基準の確認が中心。



- ・機能別分化に対応し、強み・特色を伸ばす多様な評価への転換。
- ・高い水準で教育研究を行う大学を適切に評価し発信すること。
- ・認証評価を通じて学習成果の把握・検証を促進すること。

【施策】

①機能別評価の導入 ～多様な大学の状況に応じた評価へ～

大学の多様性に対応した評価を行うため、最低限の質保証のための評価を簡素化し、特定の教育研究活動(国際的な教育活動、教養教育、地域貢献等)に重点を置いた評価を実施。

⇒新たな評価の類型として、特定の教育研究活動に重点を置いた評価を位置付け。

②大学の強みを伸ばす客観的評価指標の開発

大学の強みや特徴を明らかにし、大学間や専門分野間で比較可能で、客観的な指標を開発。

⇒各大学における機能強化等の達成目標、大学関係予算の採択・配分、機能別評価の評価指標として活用。

③学習成果を重視した評価 ～インプット中心から、プロセス・アウトカムを重視した評価へ～

教育目的や教員数など、教育研究環境を中心とした評価から、教育研究活動の状況や教育研究の成果、成果把握とそれによる改善を中心とした評価への発展を促進させる。

⇒認証評価機関が教育研究成果の評価に対応できるよう、実態把握の手法を開発するとともに、共通の評価内容として教育研究成果を位置付け。

(2) 評価の効率化

【現状】

大学は、複数の評価に対応しており、評価疲れなどの指摘。



- ・情報公表や評価制度間の連携を図ることにより、評価業務の効率化を図ること。

【施策】

①「大学ポートレート」の活用 (※ 平成24年度から先行実施、平成26年度から本格実施)

「大学ポートレート」等を用いて、積極的に情報公表に取り組む大学については、認証評価機関の判断により、評価を簡素化できるようにする。⇒認証評価を簡素化するための要件や共通的な仕組みを規定。

②認証評価と国立大学法人評価の一体的実施

国立大学法人の中期目標の達成状況の評価にあたり、認証評価と一体的に実施し、その結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

⇒国立大学法人評価において、認証評価の結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

(3) 社会との関係の強化

※ 平成25年度より逐次具体化を目指す(中教審等で検討)

【ピアレビューを前提としながら、幅広い関係者の声を反映する仕組み】

- ・認証評価において、高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の意見を聞く
- ・認証評価機関が、活動状況を積極的に社会へ公表する
- ・評価制度の不断の改善のための調査研究の実施

認証評価機関の共通的な取組として位置づけ

P16

5. 国立大学法人改革の私立大学への影響

「大学改革実行プラン」は国立大学法人の改革を先行させるとしており、平成26年度創設の「質保証のための新法人」も当面は国立大学の改革にその努力を傾注することであろう。しかし「大学改革実行プラン」に「私立大学の質保証の徹底推進と確立(教学・経営の両面から)」とあるように、遅かれ早かれ大学改革の動きは私立大学にも及んでくると思われる。

「大学改革実行プラン」は評価制度の抜本的改革のために機能別評価の導入、客観的評価指標の開発、学習成果を重視した評価を目指すとしている⁹。これらの新たな評価項目、指標、基準は、国公立大学のみならず、当然のことながら私立大学に対する認証評価に変化をもたらすこととなる。すでに現在も、認証評価機関はすべて文部科学省の認証を受けることを義務づけられているのである。

問題となるのは、このような国立大学法人先行の認証評価の「抜本的改革」の過程で、大学基準協会など、私立大学の認証評価を担ってきた組織がどのように関わるのか、その仕組みが備わっているのか、という点である。「新法人」の役割が大きくなり、大学基準協会など民間の認証評価機関が「抜本的改革」に関与出来ないという自体が出来れば、民間の認証評価機関の存在意義が損なわれかねない。いまだ根付いたとは言い難い日本の評価文化を守り育てるためにも、評価関係者の広い合意のもとで認証評価の改善が進められることを願わずにはいられない。

6. 大学改革実行プランと中央教育審議会答申

平成23年4月施行の「学校教育法施行規則」の一部改正に始まる大学の情報公開の流れをうけ、また大学改革を国立大学法人から推し進めようとする計画のもとで、文部科学省は「大学ポートレート」の導入を決定した。

しかし「大学ポートレート」をはじめ、大学改革実行プランは、たとえば「評価制度の抜本的改革」については中教審等で検討の上、平成25年度より逐次具体化するとしながらも、中央教育審議会の議論と答申という手続きをまたずに「評価制度の抜本的改革」という目標が文部科学省において決

9 「大学改革実行プラン」p.16(本報告書【資料編】にも掲載)

定されている。「大学ポートレート」についても平成24年6月の日付をもつ大学改革実行プランの後、ようやく8月28日付の中央教育審議会答申『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～』に盛り込まれる、といった次第である。

永年、文部科学省の施策は中央教育審議会の答申を得て決定され、答申の趣旨を活かす形で実施されてきたが、今回は大学改革実行プランが先行し、中央教育審議会答申が後追いで大学改革実行プランを承認するという、これまでとは異なった事態が生じている。

「3」で前述したように、文部科学省以外からの大学改革にかかるさまざまな問題提起や提言を踏まえて「大学改革実行プラン」が誕生した経緯を考量すれば、大学改革やそれを促すシステム・基盤整備としての大学ポートレートの構築が、いよいよ“待ったなし”の状況にあるとの見方ができよう。

7. 「新法人」をめぐる議論の不在

大学のステークホルダーは実に多様である。受験者、保護者、高校関係者、在学生、卒業生、企業関係者、さらに政府、行政機関等々、ほぼ社会全体にわたって高等教育のステークホルダーは存在する。大学が公共的組織である証である。そうした広汎なステークホルダーといった観点から、「大学改革実行プラン」、「新法人」、「大学ポートレート」等について、いま一度検討が必要とされるのではないだろうか。

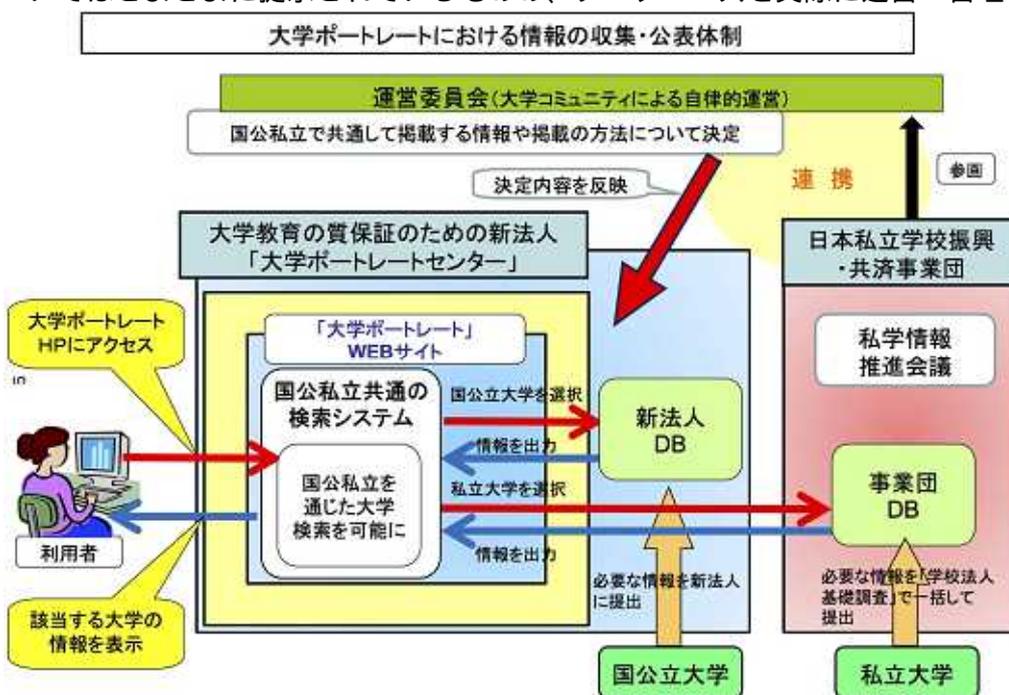
大学改革の必要性は理解するとしても、「新法人」が、「大学ポートレート」が、具体的にどのように教育の質保証に資することとなるのか、あるいは日本の大学の改革、向上に有効であるのか、といった疑問に文部科学省の説明が尽くされているとは言い難い。少なくとも国民の大多数は文部科学省の施策を知るところとはなっていない。

文部科学省は、国立大学先行ということ、率先垂範、国立大学改革の実を示し、国民の理解を求め、同時に私立大学に改革の道筋を示すという計画を立てているのだろうか。しかし、大学改革を命ずるのは文部科学省であっても、それを実行するのは大学であり、教職員であり、その結果を引き受けるのは広く国民である。「大学改革実行プラン」の認証評価の抜本改革を説くくんだり、「(3)社会との関係の強化」の項をもうけ、「高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の意見を聞く」、あるいは「認証評価機関が、活動状況を積極的に社会へ公表する」とあるが、少なくともこれまでの経緯に基づいて言えば、大学改革についての大学関係者への、そして世論への働きかけが充分であるようには思われない¹⁰。文部科学省は、国立大学のみならず私立大学の監督官庁として、高等教育の広汎なステークホルダーに対しての説明責任が求められているのではないだろうか。

「大学ポートレート」に関してとりわけ問題とされるべきは、検索画面等の暫定的なイメージについてはさまざまに提示されているものの、データベースを実際に運営・管理する運営委員会について

は、その本質的な重要性にも関わらず、その構成、権限、役割など、まったく明らかにされていない点である。

現在、日本私立学校振興・共済事業団内部の私学情報推進会議と文部科学省との間で、さまざまに交渉が持たれているようであるが、「大学コミュニティによる自律的運営」が可能となるように、大学関係者は注視するとともに、国に働きかけることが重要であろう。



10 「大学改革実行プラン」p.16(本報告書【資料編】にも掲載)

第4章 「大学ポートレート」への対応

1. 情報公開は社会的責務

すでに平成22年度の本委員会報告書「大学の情報公表義務化と三つの方針」においても指摘したとおり、大学の情報公表は、教育という公共的使命を担う大学の社会的義務である。文部科学省の施策の如何に関わらず、大学の教育の組織、教育の実質を可視化し、広く社会に公表することは、教育という社会的機能を担う大学の責務とみなされるべきであろう。

「大学ポートレート」がどのような方針のもとに、どのようなデータを、どのように公表するかといった点は現状では不明であるが、私立大学としては「大学ポートレート」にも積極的な対応を行うのみならず、「大学ポートレート」を質量ともに超える自主的な情報公開に積極的にあたるべき、というのが本委員会の考えである。そのうえで「大学ポートレート」への私立大学としての対応を考えてみたい。

2. 参加 / 不参加

協力者会議の中間まとめ以来、「大学ポートレートへの参加・不参加は各大学の任意とする」とされている。私立大学の自主独立が担保されなければならないからである。しかし周知のごとく、平成23年4月1日付けで「学校教育法施行規則」の一部改正がおこなわれ、同規則第172条の2で、各大学は教育研究活動等の状況についての情報を公表することが義務づけられている。したがって、学校基本調査のデータに加え、同規則において公表を義務づけられた項目について大学側が「大学ポートレート」による公表を拒否するということは現実的には考えられない。

すでに停止しているものの、大学入試センターの「ハートシステム」には、平成21年度の段階で国公立合わせて735校が参加していた。「大学ポートレート」についても、「ハートシステム」と同等、あるいはそれを上回る参加校が見込まれよう。しかも「大学ポートレート」の主な利用者が、大学進学希望者、そしてその保護者であるとされ、かつ「教育情報の公表・活用を主眼とする」と明示されていることを考えれば、多くの私立大学の参加が予想される。この点から考えても、「大学ポートレート」への参加は任意とされてはいるが、実際には不参加という選択肢は考えにくい。

3. データの選択的公表の是非

「大学ポートレート」では私立大学・短期大学の参加を促すために、「私立大学・短期大学については日本私立学校振興・共済事業団（以下、私学事業団）と連携する」とこととなっている。従来から私立大学・短期大学は私学事業団にデータを提出することとなっている。私立大学・短期大学のデータはしたがって、私学事業団に提出されたデータを事業団経由で「大学ポートレート」にリンクさせることとなる。さらには、私学事業団に提供済みのデータであっても、大学が項目別に公表、非公表を選択できるともされており、学生募集、経営、その他に苦心している私立大学、短期大学にとってのハードルを下げている。

他方、国立大学法人は「新法人」のもとで認証評価と一体的に国立大学法人評価を受けるのであり、その結果により運営費交付金が決定されるのであってみれば、ありとあらゆるデータを「新法人」に提供することとなる。「大学ポートレート」は国立大学法人の提供するデータを最大限活用し、公表データの充実を図るはずである。

こうした国立大学法人との情報量の格差が生じないように、私立大学としては「大学ポートレート」への積極的な情報公表を心がけ、「大学ポートレート」を通じて、広汎なステークホルダー、あるいはその代弁者たるメディアに対し、私立大学の存在意義を訴えることに力を注ぐべきであろう。

4. ランキング

平成10年の大学審議会答申、『21世紀の大学像と今後の改革方策について』に「競争的環境の中で個性が輝く大学」という副題が付されて以来、文部科学省は国公立大学の区別なく、競争的環境において発展、存続することを求めてきた。科学研究費補助金、COE、グローバル30などは、すべて競争的資金となっている。このような文部科学省の政策のもとで、大学は多かれ少なかれ、文部科学省の基準のもとで、互いに競い、そのエビデンスを公表することを求められている。とりわけこのような競争的資金を国立大学に伍して獲得した私立大学は、この「大学ポートレート」に国立大学法人と同じか、あるいはそれに近い基準のもとで参加を迫られる可能性が高い。グローバル30採択大学について

ては、国際的な情報発信の先行的な取組として、大学情報の英語による発信を、「大学ポートレート」準備委員会の検討とは別枠で進めるとの情報もある。

こうして私立大学間でも競争的資金を獲得した大学、そして獲得することの出来なかった大学との間で情報公開の格差が生ずることが予想される。「大学ポートレート」の一元的なデータ管理によって私立大学の間においても格差が明らかになる可能性がある。

「大学ポートレートセンター」がランキングを始めるとは考えにくい、「大学ポートレート」のデータをもとにランキングが横行するのでは、という懸念を抱く向きもある。とかく日本においては大学ランキングに否定的な向きが多い。しかしすでに2002年にはユネスコ・ヨーロッパ高等教育センター¹¹は合衆国のInstitute for Higher Education Policyと共催で“Higher Education Ranking Systems and Methodologies: How They Work, What They Do”と題する会議を開催し、大学ランキングのあるべき姿の検討に入っている。2006年には「高等教育機関のランキングに関するベルリン原則」¹²を公表し、大学ランキングの大まかではあるが、原則、指針を提示している。ユネスコは、大学ランキングを教育制度のクライアントたる学生に対するサービスのひとつとみなしているのであり、健全な競争が高等教育の発展に欠かせないとしているのである。このことを日本の大学関係者は重く受け止めるべきであろう¹³。

しかし「大学ポートレート」そのものによりランキングが大きく変動することは考えにくい。「大学ポートレート」に盛り込まれる情報のうち、データ面では、予備校でも各種メディアでもおおよそ既知のものであろう。私立大学としては、「大学ポートレート」に左右されることなく、単なる数値データでは表されない様々な特色を活かし、教育の実績を挙げることで大学ランキングの階梯を上っていくことを考えるべきではないだろうか。

5. 国立と私立との格差

現時点では、「大学ポートレート」は平成26年度からは「大学教育の質保証のための新法人」の管轄のもとに運営されることになっている。「新法人」が大学教育の質保証を、文部科学省の監督のもとで行う以上、情報公表に関しても、国立大学法人を念頭に置いてのものとなるであろう。そもそも「新法人」の主たる目的が国立大学法人の評価と改革である以上、私立大学の志向する情報公表とはそぐわぬ点が生まれて当然と考えるべきである。私立大学連盟としては日本私立大学団体連合会¹⁴と協同し、私立大学としての情報公表の方針、とりわけ国立と異なり、各大学それぞれが掲げる建学の精神、教育の理念を訴えかけることのできる情報公表制度の確立を働きかけていかなければならない。

また私立大学連盟としては、日本私立大学団体連合会と協同し、国立大学と私立大学の間にある大きな格差について、さらに世論に訴えかける必要がある。国立大学法人の運営費交付金と私学助成には一校あたり、あるいは学生一人当たりの額に大きな開きがあり、イコール・フットイングにはほど遠い状況である。学生対教員比、学生一人当たりのキャンパス面積、教室面積、多くの授業コマを抱えて研究に割く時間に事欠く教員の有りよう等々、経営、教育、研究環境の点で私立大学は国立大学法人と比べて大きなハンデを負っている。Times Higher Education、あるいは上海交通大学高等教育研究所によるAcademic Ranking of World Universities (ARWU)などでも日本の私立大学に対する評価が不当なほど低いのはそのハンデのゆえに他ならない。

「大学ポートレート」が稼働し、世界にそのデータが公表されれば日本の私立大学は国立大学法人に比してさらに不利な立場に追いやられる可能性も懸念されるが、しかし、他方で国立大学法人と私立大学の格差が、文部科学省の公的な「大学ポートレート」によって可視化され、データが直接国民の目に明らかになれば、イコール・フットイングなど日本私立大学団体連合会の主張について国民的議論を興す好機となるのではあるまいか。

私立大学としては情報公表に対し消極的な対応をとることはそもそも選択肢としてありえない。私立大学としては「大学ポートレート」を機に私立大学としての主張を積極的に展開する情報戦略をとるべきであろう。

11 UNESCO European Centre for Higher Education: UNESCO-CEPES

12 Berlin Principles on Ranking of Higher Education Institutions

13 本委員会報告書「学士課程教育の質向上を目指して 加盟大学の教学改革への提言」平成 21(2009) 年 3 月、p.13

14 日本私立大学連盟、日本私立大学協会、日本私立大学振興協会の 3 団体で構成。私立大学側の意思統一を図り、教育と研究の振興発展に寄与することを目的としている。

第5章 おわりに

「大学ポートレート」は全国の大学の比較可能な統一的データベースを指向するものであり、法令準拠の観点、そして認証評価の観点からデータ項目が設定されることとなろう。受験者数、受験倍率、授業科目等などの進学志望者が関心を寄せる項目はもとより、平成23年4月の学校教育法施行規則改正に定められた9項目、そして認証評価に関わるその他のデータなどが基本的項目となるものと思われる。これらはすでに各私立大学が私学事業団に提出しているデータであり、「大学ポートレート」に参加すること自体の作業負担は過重なものとはならないであろう。

しかしそのような数値主体のデータにより構成される「大学ポートレート」のデータのみで進学希望者が志望校を決定するとは思われない。「大学ポートレート」の現時点での表示イメージを見る限り、表示画面に各大学のホームページへのリンクを埋め込むことが可能な仕様となっている。であるならば「大学ポートレート」を、進学希望者を各大学のホームページへと導く入口として活用すべきではないだろうか。

「大学ポートレート」によって大学ホームページへと導かれた進学希望者に、その機を逃さず、「大学ポートレート」では伝えきれない各大学の独自性、魅力を訴えかけることが重要となる。統一的データベースとしての「大学ポートレート」に大学が希望するデータをすべて持たせることはもとより不可能である。しかし自校のホームページであれば、あらゆるデータを駆使して志願者に建学の精神、教育の理念を訴えることが可能である。各大学においては、進学希望者にアピールすべくホームページを含めた総合的な広報戦略の練り直しが必要となろう。

「大学ポートレート」は同時に、他大学の情報を獲得し、自校との比較を行う絶好の機会をも与えてくれる。他大学の方針、実践を参考にみずからの大学を見つめ直し、教育・研究の改善、自己点検、外部評価、FDの推進に結びつけることができれば、それぞれの大学にとって大いなる改革のきっかけとなろう。

平成26年4月に「質保証を担う新法人」がどのような形で姿を現すのか、「大学ポートレート」がどのような形でスタートするのは未だ不分明である。しかし各大学においては、このような制度上の問題に拘わらず、教育の改善のため、自主的かつ継続的な事業として社会の広範なステークホルダーに向けて情報公表をいっそう推進することが求められている。

教育という公共的使命を担う組織として、大学は広く社会に情報を公表する責務を負っている。情報公表に対する社会のさまざまなステークホルダーからのフィードバックを得てはじめて社会のニーズに応えた教育の改善が可能となると考えるべきであろう。教育の質を向上させることと教育情報の公表は不可分の関係にある。このことを肝に銘じて情報の公表、教育の改善に各大学が努力を傾注することを期待したい。

【資料編】

2～4は割愛しています。以下のwebサイトよりダウンロードください。

- 1．大学情報の公表・公開をめぐる検討経過（日本私立大学連盟まとめ）
- 2．行政刷新会議提言型政策仕分け「教育（大学）」の「論点」と「方向性」[科学技術・
学術審議会学術分科会（第46回）H24.2.14]
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afieldfile/2012/03/22/1318936_010.pdf
- 3．大学改革実行プラン [文部科学省 H24.6]
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/06/_icsFiles/afieldfile/2012/06/25/1312798_01.pdf
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/06/_icsFiles/afieldfile/2012/06/05/1312798_02_2.pdf
- 4．大学ポートレート（仮称）準備委員会の検討経過（概要）/大学ポートレート（仮称）
構築のための論点整理（大学ポートレート（仮称）準備委員会ワーキンググループ検
討経過報告）[中央教育審議会大学分科会（第111回）H24.11.27]
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryu/_icsFiles/afieldfile/2012/12/07/1328534_4.pdf

大学情報の公表・公開をめぐる検討経過（日本私立大学連盟まとめ）

平成3 (1995)	大学設置基準の大綱化・簡素化 自己評価システムの導入	高等教育の多様化・個性化の促進 各高等教育機関における教育研究の多様な発展
平成10 (2008)	大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」	第1章 21世紀初頭の社会状況と大学像 3. 21世紀初頭の大学像 (3) 大学改革の基本理念 - 個性が輝く大学 -) 責任ある意思決定と実行 組織運営体制の整備 (イ) 社会への積極的情報提供 さらに、大学の社会的責務として、大学の 教育研究活動に関する情報 を社会に対して積極的に提供していくことが不可欠である。なお、各大学に関する情報は、日本国内だけでなく、海外からの留学希望者等に対してなど国際的にも発信していく必要がある。 第2章 大学の個性化を目指す改革方策 3. 責任ある意思決定と実行 - 組織運営体制の整備 - (2) 大学情報の積極的な提供 大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、公共的な機関としての大学の社会的な責務である。このため、大学が、その 教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準等）、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報 を広く国民に対して提供するものとする ^{こととし} 、それを制度上位置付けることが必要である。また、 大学の財務状況に関する情報 についても公表を促進することが必要である。
平成11 (2009)	大学設置基準の改正	第二 情報の積極的提供に関する事項 大学は、 教育研究活動等の状況 について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする ^{こと} 。
平成16 (2004)	私立学校法の改正 学校法人における管理運営制度の改善 財務情報の公開 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（閣議決定）	社会の急激な社会状況の変化への適切な対応や様々な課題に対する 主体的、機動的な対応のための体制強化 学校法人の公共性を有する法人としての説明責任の完遂 関係者の理解と協力をより得られるようにする環境整備 「 教育研究活動等の状況 」として望ましい具体的な内容を通知等において明確に示すことにより、当該大学に関する情報全般を大学が情報公開することを促進する。
平成17 (2005)	中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」 文部科学省高等教育局長「大学による情報の積極的な提供について（通知）」	ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。 教育研究活動等の状況に関する情報 として、例えば、当該大学の設置の趣旨や特色、開設科目のシラバス等の教育内容・方法、教員組織や施設・設備等の教育環境及び研究活動に関する情報、当該大学に係る各種の評価結果等に関する情報並びに学生の卒業後の進路や受験者数、合格者数、入学者数等の入学者選抜に関する情報等の 一層積極的な提供 を行っていただきますようお願いいたします。その際、別添の答申及び閣議決定も踏まえ、 広く一般に周知を図ることが可能な方法で正確な情報が提供されるようお願いいたします。
平成19 (2007)	学校教育法の改正	九 大学に関する事項 3 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その 教育研究活動の状況 を公表するものとしたこと。（第113条）
平成20 (2008)	中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」 「21世紀型市民」を幅広く育成するという公共的な使命の完遂、社会からの信頼への対応 わが国の学士の水準の維持・向上のための教育の中身の充実 教育の質を保証するシステム	教育研究活動の状況 をはじめとする基本的な情報に、国内外から容易にアクセスできるような環境はいまだ実現していない。また、大学の新規参入や組織改編が活発化しているが、入学希望者をはじめとする社会一般に対し、自ら主体的にインターネット等を通じて大学や学部等の基本的な情報を周知する仕組みが存在しない。 各大学について、 自己点検・評価などPDCAサイクルが機能し、内部質保証体制が確立しているか、あるいは、情報公開など説明責任が履行されているか 等の観点からは、 第三者評価において一層重視されていく必要がある。 また、大学に対する各種の財政支援の在り方についても、当該大学が説明責任を十分に果たしているかという点等を一層考慮して措置することが求められる。 大学に関する基本的な情報発信 については、アメリカの中等後教育総合データシス

	<p>の再構築、職業人としての基礎能力の育成、創造的な人材の育成 教育の質の維持・向上を図る観点からの大学間の協同</p>	<p>テム等、他の先進諸国の例を踏まえ、データベースの整備等について、遜色のないようにしていくことも求められる。</p>
平成21 (2009)	<p>中央教育審議会大学分科会 「中長期的な大学教育のあり方に関する第一次報告～大学教育の構造転換に向けて」 大学の教育研究活動や各学校法人の経営状況に関する情報公開の一層の促進（教育研究の評価とあわせての財務・経営に関する情報の公開）</p>	<p>進学希望者の進路選択への寄与、社会への説明責任、教育の質保証 【情報公開の促進】 各大学の教育研究活動や各学校法人の経営状況に関する情報公開を一層促進することが求められる。教育の質保証の観点からも、教育研究の評価と合わせて、財務・経営に関する情報が公開されていく必要がある。</p>
	<p>中央教育審議会大学分科会大学規模・大学経営部会 「『大学の自主的な経営改善の取組への支援と情報公開の促進』について」 財務・経営に関する情報公開の促進</p>	<p>【学校教育法に定める学校としての公開の意義】 学校としては、教育研究活動に関する情報を中心に公開が必要である。 【公益を目的とする活動を行う法人・団体としての公開の意義】 設立理念、事業目的、主な事業の内容・状況、事業による収支、財産状況などを公開していく必要があると考えられる。なお、大学の設置者が行う主たる事業は当然に教育研究活動であり、このため、財務・経営に関する情報と教育研究に関する情報との双方を公開する必要がある。 【公費が支出されている法人・団体としての公開の意義】 <u>公費の使途や収支、財産状況</u>を十分に説明していく必要があると考えられる。 【公開の促進方法】 大学の自主性・自律性に基づく公開を促進する方策を講じる。</p>
	<p>中央教育審議会大学分科会 「中長期的な大学教育のあり方に関する第二次報告」 現行の大学制度や施策の改め ての検証と、そのよって立つ 基盤の現状の再確認 我が国の大学行政にかかるア ジア域内をはじめとする国際 的な展開を意識した検討と対 応</p>	<p>事前規制型から、事前規制及び事後確認の併用型への転換を受けての 【公的な質保証システムの再検討について～公的な質保証システムの検討にかかわるその他の観点～大学内部の質保証の仕組み～学生に対する学びの内容と水準の提示及びそれらに関する情報公開】 1. 大学に関する情報公開は、大学の教育研究等の質保証の観点と、公共的な存在である大学及びその設置者（国立大学法人、地方公共団体、公立大学法人及び学校法人）の財務・経営の透明性の観点の両面から要請されると考えられる。 2. 大学の質保証の観点からの情報公開には、質保証の対象となる学生に対する学びの内容と水準の提示と、それらに関する情報公開がある。学生に対する学びの内容と水準を保証し、社会からの評価を通じて質を保証していく観点から、各大学において、教育研究等に関する基本的な情報の整備・公開を積極的に進めることが極めて重要である。そのような動きを加速するため、各大学の教育研究等に関し、公表が求められる内容の具体化（例：人材養成目的、教員の教育研究業績、入学者選抜の状況、学生の卒業後の進路）、情報を提供するためのデータベースの構築等、国内外への情報発信を推進する方策の検討が課題となっている。また、大学の教育研究等を支える経営理念・方針の明確化も求められる。</p>
平成22 (2010)	<p>中央教育審議会大学分科会 「平成21年8月から平成22年1月までの大学分科会の審議経過概要について」</p>	<p>【教育情報の公表の促進】 大学における教育情報の公表に関連して、法令上、次の規定が設けられている。 1) 人材養成目的その他の教育研究上の目的の公表（大学設置基準第2条の2）、 2) 授業の方法・内容、年間授業計画、成績評価基準、卒業認定基準の学生に対する明示（大学設置基準第25条の2）、3) 自己点検・評価の結果の公表（学校教育法第109条）。 しかしながら、大学の強みや特色を分かりやすく公表し、外部から適切な評価を受けながら、教育水準の向上を図っていくこととする観点がまだまだ十分ではない。認証評価を含めて、各大学の教育の状況が明らかとなるような仕組みを、大学の機能別分化を踏まえて整備していくことが求められる。 【教育情報の公表を進める際の留意点】 1) 法令により実施が義務づけられている情報（例：自己点検・評価の結果等）は、すべての大学が確実に公表しなければならない。2) シラバス等の教育情報の公表を進めるに当たり、組織間（学部や専攻分野等）の差異を克服し、計画的な履修方針に基づいた授業科目名や、その体系（いわゆるナンバリング）を、大学としての統</p>

一方針に基づいて構築していくことが求められる。3) 教育情報を、各大学が同じような形式で、ホームページに公表できるような仕組みの開発や、海外の事例を踏まえたデータベースの構築等、学生や保護者に分かりやすい情報が提供されるよう検討を進める。

【大学規模・大学経営について～財務・経営に関する情報公開の促進】

1. 学校教育法に定める学校としての情報公開

学校教育法第113条は教育研究活動の情報の公表の義務を定めている。

2. 公益を目的とする活動を行う法人・団体としての情報公開

学校法人は、利害関係人（学生や保護者、教職員、債権者等のことであり、志願者を含まない。）から請求があった場合は、私立学校法に基づき、事業報告書、財務諸表及び監査報告書を閲覧に供しなければならない。

そのほか、平成21年度には、約9割の学校法人が、自主的に、これらの書類を一般向けに公開しているが、実際に公表されている情報の在り方は、学校法人によって異なる。なお、学校法人には、大学を設置する法人だけでなく、高等学校、中学校、小学校、幼稚園を設置する小規模な法人を含むことに留意する。

3. 公費が支出されている法人・団体としての情報公開

経常的経費の助成を受ける学校法人は私立学校振興助成法により、財務諸表を所轄庁に届け出なければならない。また、財務諸表には、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。この財務情報の大科目等は、情報公開法や情報公開条例による公開の対象となる。

【情報公開の方法】

1) 法令による一律の義務化、2) 国からの指針の提示及び自主的公開の働きかけ、3) 大学関係者による指針の作成及び自主的公開、が考えられる。国・公・私立大学を通じて、同等程度の情報が自主的に一般に公開されることを促すべきである。財務・経営情報の公開の促進に関し、将来的には、状況に応じて必要な事項を法令等で明確にすることも視野に入れる。入学定員や入学者数のように、財務・経営情報と教育情報の両方に該当する情報もあるため、教育情報の公表に関する検討状況も念頭に置く。

【公開すべき情報の内容】

財務・経営情報の公開の際に、財務諸表とあわせて、人材育成や組織運営の方針等、学校経営の基本理念・目標、入学定員、入学者数等の基本的な情報を明示。これらの情報は、教育の質の保証にも寄与。

【公開基準の作成】

私立大学関係団体等の大学関係者による情報公開の項目例等の基準の作成。一般の人にも分かりやすいものにする。

【情報公開の促進方法】

大学情報のインターネットのリンクを集めたポータルサイトやデータベースの構築、公開状況を踏まえた財政支援（競争的資金を含む。）の在り方の工夫、財務・経営情報の公開を経営改善につなげる工夫

【教育情報を公表する基本的な考え方と公表が望まれる情報】

【公的な教育機関として、学生、保護者、社会に公表が求められる情報（法令により義務化する事項の考え方）】

1. 教育研究上の基本となる組織に関する情報：学部、学科、課程等の名称
2. 教員組織及び教員数並びに教員の保有学位、業績に関する情報：教員数、教員が教育を担当するにあたっての専門性に関する情報（教員の保有学位又は職務上の実績等）
3. 学生に関する情報：入学に関する基本的な方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業者数、卒業後の進路（進学者数、就職者数、主な就職分野等）
4. 教育課程に関する情報：授業科目の名称、授業の方法及び内容並びに一年間の授業計画の概要
5. 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関する情報：学修成果に係る評価、修業年限及び修了に必要な修得単位数、取得可能な学位
6. 学習環境に関する情報：所在地、主な交通手段、キャンパス概要、運動施設の概要、課外活動の状況
7. 学生納付金に関する情報：授業料、入学料その他の費用徴収、利用できる授業料減免の概要

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「教育情報の公表の促進に関する諸施策について（審議経過概要）」

教育情報を公表する基本的な考え方の整理
対象となる教育情報の項目の明示
これらの教育情報の公表を進める際の検討課題の整理

		<p>8. 学生支援と奨学金に関する情報：学内の学生支援組織、利用できる奨学金の概要 【教育力の向上の観点から公表が求められる情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学部・学科・課程、研究科・専攻ごとの教育研究上の目的 2. 教育課程を通じて修得が期待される知識・能力の体系・どのようなカリキュラムに基づいて、どのような知識・能力を身に付けることができるのか 3. 学修の成果に係る評価や卒業の認定に当たっての基準 <p>【国際的な大学評価活動の展開や我が国の大学情報の海外発信の観点から公表が考えられる情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育活動の規模と内容 基本的な情報 学位授与数 外国人教員数 研究成果の生産性や水準 教育外部資金の獲得状況 2. 教育の国際連携の状況 3. 大学としての戦略 4. 留学生への対応 5. 外部レビュー等の実施状況 <p>【検討課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. シラバス等の教育情報の公表を進めるに当たっての組織間（学部や専攻分野）の差異を克服、計画的な履修方針に基づいた授業科目名や、その体系（例えば、ナンバリング）の大学としての統一方針に基づいた構築 2. 各大学が同じような形式で、教育情報をホームページに公表できるような仕組みの開発や、海外の事例を踏まえたデータベースの構築等、学生や保護者に分かりやすい情報の提供 3. 大学教育の質保証に関する国際的な情報ネットワークであるユネスコの「高等教育機関に関する情報ポータル」のような、国を越えて各国の大学情報を客観的に発信する取組の充実
	<p>中央教育審議会大学分科会大学規模・大学経営部会 「私立大学の健全な発展に向けた方策の充実について」 資源の効果的活用による経営改善の促進</p>	<p>【私立大学の経営基盤充実の必要性】 大学が社会の負託に応えて質の高い教育研究活動を持続的に実施するには、経営基盤の安定が不可欠である。学校法人の経営基盤が全体として悪化傾向にある中で、学校法人の経営改善に向けた取組を、これまで以上に強化しなければならない。</p> <p>【学校法人による自主的・自律的な経営改善と情報公開の実施】 大学が、地域社会や学生の視点を重視した教育活動を行う上で、地域社会や学生との信頼関係を築くことが極めて重要である。そのためにも、学校法人は、その設置する大学の教育プログラムや学生の卒業後の進路動向、財務・経営状況を明らかにするなど情報公開を一層推進することが有効である。</p> <p>【今後の対応～財務・経営情報の公開の促進】 学校法人は、学生に対しその在学中の健全経営を担保する責務があり、学生はもとより保護者や入学志願者など社会全体に対して説明責任がある。</p>
	<p>学校教育法施行規則の改正 公表すべき情報の法令上の明確化 教育情報の一層の公表の促進</p>	<p>大学等が公的な教育機関としての社会に対する説明責任の完遂 教育の質向上</p> <p>(1) 大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。（第172条の2第1項関係）</p> <p>大学の教育研究上の目的に関すること。（第1号関係） これは、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条（本省令による改正前の第2条の2）等に規定されているものであること。その際、大学であれば学部、学科又は課程等ごとに、大学院であれば研究科又は専攻ごとに、短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに、それぞれ定めた目的を公表することや、平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。</p> <p>教育研究上の基本組織に関すること。（第2号関係） その際、大学であれば学部、学科又は課程等の、大学院であれば研究科又は専攻等の、短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。</p> <p>教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。（第3号関係） その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明</p>

		<p>らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。</p> <p>教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。</p> <p>各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。</p> <p>入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。（第4号関係）</p> <p>その際、これらの情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。</p> <p>就職状況については、働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。</p> <p>授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。（第5号関係）</p> <p>これらは、大学設置基準第25条の2第1項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。</p> <p>学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。（第6号関係）</p> <p>これらは、大学設置基準第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。</p> <p>校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。（第7号関係）</p> <p>その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。</p> <p>授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること。（第8号関係）</p> <p>その際、寄宿舎や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。</p> <p>大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。（第9号関係）</p> <p>その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。</p> <p>(2) 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。（第172条の2第2項関係）</p> <p>(3) (1)による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。（第172条の2第3項関係）</p>
平成24 (2012)	中央教育審議会教育振興基本計画部会「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」	<p>第1部 我が国における今後の教育の全体像 我が国の教育の現状と課題</p> <p>(1) 第1期基本計画の成果と課題 高等学校進学以降の段階における現状と課題（高等教育段階）</p> <p>大学ガバナンスの機能強化に関しては、これまでも大学の機能別分化や大学間連携などについて一定の進展が見られるが、各大学の強み・特色が伸張するとともに、大学の質の向上に繋がり、効率的な大学経営が可能となる取組を進める必要がある。</p>

そのため、国立大学については、平成16年の法人化後、管理運営面のみならず、学生サービスの充実等の教育・研究・社会貢献等の面で、一定の成果を収めつつあるが、さらに、国として国立大学改革の方向性を提示するとともに国立大学改革を先行実施した上で、機能別・地域別の大学群形成、大学の枠・学部の枠を超えた連携・再編成等の促進等、機能強化に向けた国立大学改革を推進していく必要がある。

私立大学については、多様な特色の発揮と質の充実に向けた支援とメリハリある配分を強化するとともに、社会のステークホルダーの信を得られる質の高い大学を保証するシステムの確立が求められている。大学を取り巻く幅広いステークホルダーに大学の状況が伝わるよう、大学情報の公表徹底を図り、改革のPDCAサイクルが効率的・効果的に機能するような評価を実施するとともに、学長や理事長のリーダーシップの発揮等による適切な意思決定を可能とする組織運営の確立等、ガバナンスの機能強化を進めることなどが求められている。

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

4つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

(2) 主として高等教育段階の学生を対象とした取組

成果目標2 (課題探求能力の修得)

基本施策8 大学教育の質の保証

【現状と課題】

同時に、大学は公的な機関として、その活動や取組について社会に対して説明責任を果たすことが極めて重要である。大学情報の活用・発信については、これまで公表すべき教育情報の明確化など段階的に取組が行われてきたが、一層の推進が求められている。

【主な取組】

8-2 大学情報の積極的発信

・大学教育の質保証のための新法人()において運営する「大学ポートレート(仮称)」の積極的な活用を促進する。その際、それぞれの大学がその機能や特色に応じてどのような教育に取り組み、成果を上げているかについての数値以外を含む情報の提供により、社会において従来の偏差値等に偏したランキングとは異なる実態に即した大学像の共有が図られるように努める。

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)において大学入試センターと大学評価・学位授与機構を統合するとともに、廃止される国立大学財務・経営センターの業務を承継し、平成26年4月を目指し、「大学教育の質保証のための新法人」を創設することとされている。

4つの基本的方向性を支える環境整備

基本施策25 大学におけるガバナンスの機能強化

【現状と課題】

しかし、例えば学長のリーダーシップを支える体制強化、教育研究の状況や財務情報等の公開など、組織運営や情報公開などの面において、未だ課題が残るとの指摘もあり、一層の改革強化に向けた支援が必要である。

【主な取組】

25-1 大学におけるガバナンスの機能強化

・各私立大学が、学生・地域・社会のニーズを十分に把握した上で、建学の精神・私立大学の特色を活かした質の高い教育研究等に取り組むことができるように、各私立大学・学校法人に応じた適切な意思決定を可能とする組織運営の確立、教育研究の状況や財務情報等の積極的な公開の促進、財政基盤の確立と基盤的経費等の一層のメリハリある配分を行うことで、私立大学におけるガバナンス機能の強化を図る。

基本施策26 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化(機能別分化)の推進

【現状と課題】

その一方で、未だ大学の多様な教育研究活動の状況を国内外の様々な者に分かりやすく発信する仕組みが確立されていない。各大学の個性・特色を始めとする教育情報が関係者間で広く共有される仕組みづくり、各大学の個性・特色を伸ばす多様な評価

<p>中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」</p>	<p>の在り方など、各大学における創意工夫ある多様な取組を支援する種々の方策を講じ、個性・特色を機能別分化を一層推進する必要がある。</p> <p>【主な取組】</p> <p>26 - 4 大学情報の積極的発信（基本施策 8 - 2 の再掲）</p>	<p>の在り方など、各大学における創意工夫ある多様な取組を支援する種々の方策を講じ、個性・特色を機能別分化を一層推進する必要がある。</p> <p>【主な取組】</p> <p>26 - 4 大学情報の積極的発信（基本施策 8 - 2 の再掲）</p>
	<p>中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」</p>	<p>8 . 今後の具体的な改革方策</p> <p>速やかに取り組むことが求められる事項</p> <p>(大学)</p> <p>大学においては、各大学の状況を踏まえ、例えば、以下のような取組を行い、学士課程教育の質的転換を図ることが求められる。</p> <p>(ア) 学長を中心として、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等がチームを構成し、当該大学の学位授与の方針の下で、学生に求められる能力をプログラムとしての学士課程教育を通じていかに育成するかを明示すること、プログラムの中で個々の授業科目が能力育成のどの部分を担うかの認識を担当教員間の議論を通じて共有し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的な教育を展開すること、プログラム共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）に則った成果の評価、その結果を踏まえたプログラムの改善・進化という一連の改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立を図る。</p> <p>学長を中心とするチームは、<u>学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針（ ）、学修の成果に係る評価等の基準について、改革サイクルの確立という観点から相互に関連付けた情報発信に努める。特に、成果の評価に当たっては、学修時間の把握といった学修行動調査やアセスメント・テスト（学修到達度調査）（ ）、ルーブリック（ ）、学修ポートフォリオ等、どのような具体的な測定手法を用いたかを併せて明確にする。</u></p> <p>教育プログラムの策定においては、CAP制（ ）やナンバリング等を実際に機能させながら、教員が個々の授業科目の充実にエネルギーを投入することを可能とするように授業科目の整理・統合と連携を図る。また、学位授与の方針に基づく組織的な教育への参画、貢献についての教員評価を行い、教員の教育力の向上・改善や処遇の決定、顕彰等に活用する。</p> <p>学部長の選任に当たっては、学長のリーダーシップの下で教学マネジメントを担い、大学教育の改革サイクルの確立を図るチームの構成員としての適任性という観点も重視する。</p> <p>(大学支援組織)</p> <p>大学の活動を支える大学間連携組織（コンソーシアム）、大学団体、学協会、認証評価機関、大学連携法人*1 等の大学支援組織は、学士課程教育の質的転換に大きな役割を果たすことが求められている。上記(イ)、(ウ)のファカルティ・ディベロッパーや教育課程の専門スタッフの養成・研修などのほか、例えば以下のような取組が期待される。</p> <p>(ア) <u>大学情報の積極的発信について、一年間の成果を比較可能な形で情報発信する「アニュアル・レポート（年次報告書）（ ）」として自己点検・評価の公表や活用を行うとともに、大学教育の質保証のための新法人において認証評価機関や大学団体等が参画した自律性の高い主体を設けて、平成26年度から本格的に運営する「大学ポートレート（仮称）（ ）」の積極的な活用を促進する。「大学ポートレート（仮称）」の重要な役割の一つは、それぞれの大学がその機能や特色に応じてどのような教育に取り組む、成果を上げているかについて、数値以外を含む情報を提供することにより、社会において従来の偏差値等に偏したランキングとは異なる実態に即した大学像の共有を図ることにある。</u></p>

日本私立大学連盟 教育研究に関する報告書一覧

年度	報告書名	担当委員会
2003(H15)	日本の高等教育の再構築へ向けて：16の提言	教育研究委員会
2005(H17)	多様化する大学教育-高大対話の場の創設に向けて-	教育研究委員会
2006(H18)	初年次教育の組織的展開に向けて	教育研究委員会
2006(H18)	私立大学大学院の充実発展のために	教育研究委員会
2007(H19)	私立大学入学生の学力保障	教育研究委員会
2007(H19)	私立大学における研究推進・支援体制のあり方	教育研究委員会
2007(H19)	活力溢れた人間の育成と多様な私立大学の発展のために	中等高等教育連携委員会
2008(H20)	学士課程教育の質向上を目指して	教育研究委員会
2008(H20)	私立大学における研究活動への期待	教育研究委員会
2008(H20)	大学入学試験制度の再構築に向けて	入試改善検討委員会
2008(H20)	教育課程の連携による人材育成のために	中等高等教育連携委員会
2009(H21)	学士課程教育の質向上と接続の改善	教育研究委員会
2010(H22)	大学の情報公表義務化と三つの方針	教育研究委員会
2011(H23)	大学教育の質向上を目指して - グローバル化とユニバーサル化の下での人材育成 -	教育研究委員会

教育研究委員会

担当理事 吉岡知哉
(立教学院 大学総長)

委員長	松本亮三	東海大学	観光学部長、教授
副委員長	天野史郎	明治学院	国際学部教授
委員	圓月勝博	同志社	文学部長、教授
	川上忠重	法政大学	FD推進センター長、理工学部教授
	藤村正之	上智学院	総合人間科学部教授
	伊藤光	明治大学	副学長、理工学部教授
	大塚美智子	日本女子大学	学生生活部長、家政学部教授
	矢田部順二	修道学園	教務部長、法学部教授
	安村仁志	梅村学園	中京大学副学長、国際教養学部教授
	高田祥三	早稲田大学	入学センター長、理工学術院教授

(平成25年3月現在)

教育研究委員会大学教育の質向上検討分科会

分科会長	天野史郎	明治学院	国際学部教授
委員	川上忠重	法政大学	FD推進センター長、理工学部教授
	藤村正之	上智学院	総合人間科学部教授
	倉林真砂斗	城西大学	城西国際大学副学長、環境社会学部教授
	松浦良充	慶應義塾	文学部教授
	黒田一雄	早稲田大学	大学院アジア太平洋研究科教授

(平成25年3月現在)

一般社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覽

(大学名ABC順)

(124大学 2013年3月現在)

愛知大学	順天堂大学	武蔵大学	芝浦工業大学
亜細亜大学	関西大学	武蔵野大学	白百合女子大学
青山学院大学	関西医科大学	武蔵野美術大学	園田学園女子大学
跡見学園女子大学	関西学院大学	名古屋学院大学	創価大学
梅花女子大学	関東学園大学	南山大学	大正大学
文教大学	関東学院大学	日本大学	拓殖大学
中京大学	活水女子大学	日本女子大学	天理大学
中央大学	慶應義塾大学	ノートルダム清心女子大学	東邦大学
獨協大学	恵泉女学園大学	大阪学院大学	東北学院大学
獨協医科大学	敬和学園大学	大阪医科大学	東北公益文科大学
同志社大学	神戸女学院大学	大阪女学院大学	東海大学
同志社女子大学	神戸海星女子学院大学	追手門学院大学	常盤大学
フェリス学院大学	國學院大学	大谷大学	東京医科大学
福岡大学	国際大学	立教大学	東京医療保健大学
福岡女学院大学	国際武道大学	立正大学	東京情報大学
福岡女学院看護大学	国際基督教大学	立命館大学	東京女子大学
学習院大学	駒澤大学	立命館アジア太平洋大学	東京女子医科大学
学習院女子大学	皇學館大学	龍谷大学	東京経済大学
白鷗大学	甲南大学	流通科学大学	東京農業大学
阪南大学	久留米大学	流通経済大学	東京歯科大学
姫路獨協大学	共立女子大学	聖母大学	苫小牧駒澤大学
広島女学院大学	京都産業大学	西武文理大学	東洋大学
広島修道大学	京都精華大学	聖学院大学	東洋英和女学院大学
法政大学	京都橘大学	成城大学	東洋学園大学
兵庫医科大学	松山大学	聖カタリナ大学	豊田工業大学
兵庫医療大学	松山東雲女子大学	成蹊大学	津田塾大学
石巻専修大学	明治大学	西南学院大学	和光大学
実践女子大学	明治学院大学	清泉女子大学	早稲田大学
上智大学	三重中京大学	聖心女子大学	山梨英和大学
城西大学	宮城学院女子大学	仙台白百合女子大学	四日市大学
城西国際大学	桃山学院大学	専修大学	四日市看護医療大学

「大学ポートレート」と「大学改革実行プラン」
教育情報の公表をめぐる検討経過報告

平成25年3月 発行

編集者 大学教育の質向上検討分科会
分科会長 天 野 史 郎
発行者 教育研究委員会
担当理事 吉 岡 知 哉
委員長 松 本 亮 三
発行所 一般社団法人日本私立大学連盟
〒102-0073 東京都千代田区九段北4 - 2 - 25 私学会館別館
電話 03 - 3262 - 3603 FAX 03 - 3262 - 3604
印刷所 株式会社双葉レイアウト
〒106-0041 東京都港区麻布台2-2-12 三貴ビル
電話 03 - 3586 - 9422 FAX 03 - 3584 - 3798

© The Japan Association of Private Universities and Colleges, 2013

* 無断転載を禁じます。



日本私立大学連盟